

忘れていませんか？

バリアフリーの事前協議



ポイント①

大勢が使用する施設を建てたり直したりする時は、工事内容の事前チェックを受ける必要があります。

まずは条件をご確認下さい

•あなたの建物が事前協議の対象であれば、工事着工 **30日前** までに協議書を所在地の市町村へ提出しなければいけません。

⇒(詳しくは、このチラシのウラ面をご覧ください)



ポイント②

高齢者、障害者等が使いやすい建物づくりは、だれもが使いやすい建物づくりにつながります。

必要とする人が大勢います

- 新潟県の高齢化率は 30.0% ※、10年後には 3 人に 1 人が高齢者になると言われています。(※平成 27 年 10 月現在)
- 県内には、9 万人以上 ※ の身体に障害のある方が暮らしています。(※身体障害者手帳所持者数、平成 28 年 4 月現在)
- そのほか、妊婦、けが人など、多くの方が使いやすい施設を望んでいます。



ポイント③

事前協議に適合 ※ したら・・・

特典① 適合証と適合ステッカーがもらえます。

特典② 県のホームページに掲載されます。

「適合証」は、人にやさしい施設の証です

- 福祉のまちづくり条例の事前協議に適合すると、適合証のプレートと適合ステッカーがもらえます。
- 適合証を取得した施設は、県庁のホームページや、にいがたバリアフリーガイドマップに掲載されます。
- 取得した適合証や適合ステッカーは大切なサインです。利用者の目に触れやすい所に掲示してください。

※施設全体が基準に適合している場合に限りです。



適合証



適合ステッカー



新潟県福祉のまちづくり情報ホームページ

<http://www.pref.niigata.lg.jp/shougai Fukushi/fukumachi.html>

新潟県福祉のまちづくり事前協議について

下の表にあるような、多数の方が利用する施設を **新設** したり、**改修**（増築・改築・大規模な修繕、大規模な模様替え）したり、**用途変更** したりする場合は、**着工の 30 日前まで**に、所在地の市町村への協議書類の提出が必要です。

事前協議が必要な建物の例

どの施設に該当するか分からない場合は、施設所在地の市町村へお問い合わせください。

「公共的施設」のうち右欄の条件に該当する「特定公共的施設」では、**事前協議が必要**です。

「公共的施設」については事前協議は不要ですが、**守るべき基準は「特定公共的施設」と変わりません**のでご注意ください。

公共的施設	特定公共的施設
1 学校等	すべて
2 病院、診療所又は薬局	すべて（病床を有しない診療所又は薬局は用途面積 100 ㎡超）
3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	客席面積 200 ㎡超
4 集会場又は公会堂	すべて（地区集会場は用途面積 300 ㎡超）
5 展示場	用途面積 1,000 ㎡超
6 卸売市場又は百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	用途面積 300 ㎡超（コンビニエンスストアは用途面積 200 ㎡超）
7 ホテル又は旅館	用途面積 1,000 ㎡超
8 社会福祉施設	すべて
9 体育館、水泳場、ホッケー場その他スポーツ施設又は遊技場	用途面積 1,000 ㎡超
10 博物館、美術館又は図書館	すべて
11 公衆浴場	用途面積 1,000 ㎡超
12 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等	用途面積 300 ㎡超
13 銀行、郵便局等	すべて
14 理容所又は美容所	用途面積 100 ㎡超
15 カルピタ店、貸衣装屋、旅行代理店その他の公衆に直接サービスを提供する店舗	用途面積 300 ㎡超
16 学習塾、華道教室、囲碁教室等	すべて
17 自動車関連施設 (1) 駐車場	駐車のに供する部分の面積が 500 ㎡以上
(2) 給油取扱所等	用途面積 300 ㎡超
(3) 自動車教習所	すべて
18 公衆便所	すべて
19 公共用歩廊	すべて
20 事務所等	用途面積 3,000 ㎡超（官公舎、ガス・電気・電気通信営業所はすべて）
21 共同住宅、寄宿舎又は下宿	用途面積 3,000 ㎡超
22 工場	用途面積 3,000 ㎡超
23 1～19 及び 20（官公舎、ガス等営業所）の施設が複合した建築物の共用部分	用途面積 1,000 ㎡超（共用部分除く）
24 地下街	すべて
25 道路	すべて
26 遊園地、動物園又は植物園	すべて
27 駐車場	駐車のに供する部分の面積が 500 ㎡以上
28 旅客施設	すべて

No.25～28 の施設の事前協議先は、県障害福祉課となります。（No.1～24 は市町村受付）

書類の様式は？、守らなければいけないバリアフリーの基準は？

県ホームページから、各種様式や整備マニュアルがダウンロードできます。その他、融資制度や Q&A、事前協議の提出先・問い合わせ先（市町村連絡先）、最新情報などもご確認いただけます。

条例や制度についての問い合わせ先：新潟県 福祉保健部 障害福祉課 計画推進係

TEL 025-280-5211 FAX 025-283-2062 メール ngt040260@pref.niigata.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.niigata.lg.jp/shougai/fukushi/fukumachi.html> 又は

[福祉のまちづくり情報](#)

[検索](#)